

枚方市地球温暖化対策協議会「地域脱炭素推進部会」規約

(趣旨)

第1条 この規約は、枚方市地球温暖化対策協議会（以下、「協議会」という。）規約第11条第2項の規定に基づき「地域脱炭素推進部会（以下、「本部会」という。）」に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 本部会は「脱炭素の基盤づくり」を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 本部会に属する部会員は、協議会会員のうち参画を希望するもので構成する。

2 本部会員は、本部会の活動に積極的に参加し、意見交換や情報共有を行う。

3 本部会員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 本部会に事務局を置く。事務局は、枚方市環境部環境政策課とする。

(会議)

第3条 本部会の会議は、事務局が招集し、進行を行う。ただし、やむを得ない場合には、書面又は電磁的方法をもって会議に代えることができる。

2 本部会における活動内容については、必要に応じて協議会総会に報告する。

(活動内容)

第4条 本部会では、電動車（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・ハイブリッド自動車・燃料電池自動車）・太陽光発電設備・環境に配慮したサービス等の脱炭素の取組について、普及・共有・啓発を行う。

(その他)

第6条 この規約に定めるもののほか、本部会の運営に関し必要な事項は役員会に諮った上で定める。

附則

この規約は、令和7年9月18日から施行する。